

新旧対照表

○千葉県恩給条例（昭和二十三年千葉県条例第七号）

新	旧
<p>千葉県恩給条例</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 県吏員及び学校職員並びにその遺族は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）その他の法令に特別の規定のあるものを除く外、本条例により恩給を受ける権利を有する。</p> <p>第二条 前条の県吏員及び学校職員は、県経済より給料（日給を除く以下同じ。）を受ける者とし、県吏員の種類は知事がこれを指定する。</p> <p>前条及び前項に規定する「学校職員」とは、県立学校の職員又は市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条若しくは第二条に規定する職員で、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭</p> <p>二 公立の中学校、小学校又は養護学校、盲学校若しくは聾（ろう）学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する養護学校、盲学校又は聾（ろう）学校をいう。）の校長、教諭又は養護教諭</p> <p>三 第一号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師</p> <p>四 第二号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師</p> <p>五 第一号又は第二号に掲げる学校の事務職員又は技術職員（県吏員に相当しない者を除く。）</p> <p>本条例において、前項各号に掲げる学校職員中第一号、第二号及び第五号に掲げる者は教育職員とし、第三号及び第四号に掲げる者は準教育職員とする。</p> <p>第一項の県吏員及び前項の教育職員は、その給料の百分の二に相当する金額を県に納付しなければならない。</p> <p>第三条 恩給は、退隠料、増加退隠料、通算退隠料、傷病一時金、退職給与</p>	<p>千葉県恩給条例</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 県吏員及び学校職員並びにその遺族は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）その他の法令に特別の規定のあるものを除く外、本条例により恩給を受ける権利を有する。</p> <p>第二条 前条の県吏員及び学校職員は、県経済より給料（日給を除く以下同じ。）を受ける者とし、県吏員の種類は知事がこれを指定する。</p> <p>前条及び前項に規定する「学校職員」とは、県立学校の職員又は市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条若しくは第二条に規定する職員で、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭</p> <p>二 公立の中学校、小学校又は養護学校、盲学校若しくは聾（ろう）学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する養護学校、盲学校又は聾（ろう）学校をいう。）の校長、教諭又は養護教諭</p> <p>三 第一号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師</p> <p>四 第二号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師</p> <p>五 第一号又は第二号に掲げる学校の事務職員又は技術職員（県吏員に相当しない者を除く。）</p> <p>本条例において、前項各号に掲げる学校職員中第一号、第二号及び第五号に掲げる者は教育職員とし、第三号及び第四号に掲げる者は準教育職員とする。</p> <p>第一項の県吏員及び前項の教育職員は、その給料の百分の二に相当する金額を県に納付しなければならない。</p> <p>第三条 恩給は、退隠料、増加退隠料、通算退隠料、傷病一時金、退職給与</p>

金、返還給与金、扶助料、通算扶助料、一時扶助料及び死亡給与金とする。  
退隠料、通算退隠料、増加退隠料、扶助料及び通算扶助料は年金とし、傷病一時金、退職給与金、返還給与金、一時扶助料及び死亡給与金は一時金とする。

第三条の二 退隠料、増加退隠料又は扶助料の年額については、恩給法に規定する普通恩給、増加恩給又は扶助料の年額の改定の例により改定するものとする。

通算退隠料又は通算扶助料の年額については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。以下「六十年共済組合法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に規定する通算退職年金又は通算遺族年金の年額の改定の例により改定するものとする。

第四条 年金たる恩給の給与は、これを給すべき事由の生じた月の翌日よりこれを始め権利消滅の月を以て終る。

第五条 恩給年金及び一時金たる恩給の金額の円位未満は、これを円位に切り上げる。

第六条 恩給を受ける権利は、これを給すべき事由の生じた日より七年以内に請求しない時は、時効に因つて消滅する。

時効の更新及び完成猶予に関しては、恩給法第六条及び第七条の規定を準用する。

第七条 同一の在職、又は傷痍疾病を理由として二重に恩給を給与することはできない。但し、この条例で特に併給すべき旨を定めた場合は、この限りでない。

第八条 年金たる恩給（第二号又は第三号の場合にあつては通算退隠料及び通算扶助料を除く。）を受ける権利を有する者左の各号の一に該当するとき

- 一 死亡したとき。
- 二 死刑又は無期若しくは、三年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられ

金、返還給与金、扶助料、通算扶助料、一時扶助料及び死亡給与金とする。  
退隠料、通算退隠料、増加退隠料、扶助料及び通算扶助料は年金とし、傷病一時金、退職給与金、返還給与金、一時扶助料及び死亡給与金は一時金とする。

第三条の二 退隠料、増加退隠料又は扶助料の年額については、恩給法に規定する普通恩給、増加恩給又は扶助料の年額の改定の例により改定するものとする。

通算退隠料又は通算扶助料の年額については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号。以下「六十年共済組合法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に規定する通算退職年金又は通算遺族年金の年額の改定の例により改定するものとする。

第四条 年金たる恩給の給与は、これを給すべき事由の生じた月の翌日よりこれを始め権利消滅の月を以て終る。

第五条 恩給年金及び一時金たる恩給の金額の円位未満は、これを円位に切り上げる。

第六条 恩給を受ける権利は、これを給すべき事由の生じた日より七年以内に請求しない時は、時効に因つて消滅する。

時効の更新及び完成猶予に関しては、恩給法第六条及び第七条の規定を準用する。

第七条 同一の在職、又は傷痍疾病を理由として二重に恩給を給与することはできない。但し、この条例で特に併給すべき旨を定めた場合は、この限りでない。

第八条 年金たる恩給（第二号又は第三号の場合にあつては通算退隠料及び通算扶助料を除く。）を受ける権利を有する者左の各号の一に該当するとき

- 一 死亡したとき。
- 二 死刑又は無期若しくは、三年を超える懲役若しくは禁錮の刑に処せられ

たとき。

三 国籍を失つたとき。

在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により禁錮以上の刑に処せられたときは、その権利（通算退隠料を除く。）は消滅する。但し、その在職が退隠料を受けた後になされたものであるときは、その再在職によつて生じた権利のみ消滅する。

第九条 年金たる恩給を受ける権利を有するものにあつては、知事はその権利の存否を調査する。

前項に規定する調査に関しては、別に知事の定めるところによる。

第九条の二 恩給権者が第八条、第三十条、第三十条の二、第三十八条、第三十九条の二又は第四十一条の規定に該当し、その他条例の規定に因り恩給の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、その旨遅滞なく知事に届け出なければならない。

第十条 恩給権者が死亡したときは、その生存中の恩給であつて、給与を受けなかつたものは、これを遺族に給し遺族がないときは、死亡者の相続人に給する。

第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定は前項の遺族の範囲資格及び順位につきこれを準用する。

第十一条 前条の場合において、死亡した恩給権者が未だ恩給の請求をしなかつたときは、恩給の支給を受くべき遺族又は相続人は自己の名を以て死亡者の恩給の請求をすることができる。

裁定を経た恩給については恩給の支給を受くべき遺族又は、相続人は自己の名を以つて、その恩給の支給を受けることができる。

第十一条の二 第三十四条の二の規定は、前条の規定による恩給の請求及び支給の請求につきこれを準用する。

第十二条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、株式会社日本政策金融公庫及び恩給法第十一条第一項ただし書に規定する金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

たとき。

三 国籍を失つたとき。

在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により禁錮以上の刑に処せられたときは、その権利（通算退隠料を除く。）は消滅する。但し、その在職が退隠料を受けた後になされたものであるときは、その再在職によつて生じた権利のみ消滅する。

第九条 年金たる恩給を受ける権利を有するものにあつては、知事はその権利の存否を調査する。

前項に規定する調査に関しては、別に知事の定めるところによる。

第九条の二 恩給権者が第八条、第三十条、第三十条の二、第三十八条、第三十九条の二又は第四十一条の規定に該当し、その他条例の規定に因り恩給の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、その旨遅滞なく知事に届け出なければならない。

第十条 恩給権者が死亡したときは、その生存中の恩給であつて、給与を受けなかつたものは、これを遺族に給し遺族がないときは、死亡者の相続人に給する。

第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定は前項の遺族の範囲資格及び順位につきこれを準用する。

第十一条 前条の場合において、死亡した恩給権者が未だ恩給の請求をしなかつたときは、恩給の支給を受くべき遺族又は相続人は自己の名を以て死亡者の恩給の請求をすることができる。

裁定を経た恩給については恩給の支給を受くべき遺族又は、相続人は自己の名を以つて、その恩給の支給を受けることができる。

第十一条の二 第三十四条の二の規定は、前条の規定による恩給の請求及び支給の請求につきこれを準用する。

第十二条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、株式会社日本政策金融公庫及び恩給法第十一条第一項ただし書に規定する金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

前項の規定に違反した者に対しては、恩給の支給を一時停止することができる。

第十三条 恩給を受ける権利は、知事がこれを裁定する。

第十三条の二 通算退隠料に関しては、この条例によるほか、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第二項の規定によりその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。以下「旧通算年金通則法」という。）の定めるところによる。

第十三条の三 恩給の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として恩給が支払われたときは、その支払われた恩給は、その後に支払うべき恩給の内払とみなすことができる。恩給を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の恩給が支払われた場合におけるその恩給のその減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第十三条の四 恩給を受ける権利を有する者が死亡したためその恩給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該恩給の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき恩給があるときは、規則で定めるところにより、当該恩給の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

## 第二章 県吏員及び学校職員の恩給

第十四条 県吏員又は教育職員の在職年は、就職の月よりこれを起算し退職又は死亡の月を以て終る。

退職した後、再就職したときは、前後の在職年月はこれを合算する。但し退職給与金の基礎となるべき在職年についてはこの限りではない。

退職した月において再就職したときは、再在職の在職年は再就職の月の翌月よりこれを起算する。

前項の規定に違反した者に対しては、恩給の支給を一時停止することができる。

第十三条 恩給を受ける権利は、知事がこれを裁定する。

第十三条の二 通算退隠料に関しては、この条例によるほか、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第二項の規定によりその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。以下「旧通算年金通則法」という。）の定めるところによる。

第十三条の三 恩給の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として恩給が支払われたときは、その支払われた恩給は、その後に支払うべき恩給の内払とみなすことができる。恩給を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の恩給が支払われた場合におけるその恩給のその減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第十三条の四 恩給を受ける権利を有する者が死亡したためその恩給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該恩給の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき恩給があるときは、規則で定めるところにより、当該恩給の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

## 第二章 県吏員及び学校職員の恩給

第十四条 県吏員又は教育職員の在職年は、就職の月よりこれを起算し退職又は死亡の月を以て終る。

退職した後、再就職したときは、前後の在職年月はこれを合算する。但し退職給与金の基礎となるべき在職年についてはこの限りではない。

退職した月において再就職したときは、再在職の在職年は再就職の月の翌月よりこれを起算する。

第十四条の二 県吏員又は教育職員が他の県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の職を併有する場合においては、その重複する在職年については、在職年の計算に関し、利益となる一の職の在職年によつてこれを計算する。

第十四条の三 準教育職員が引き続いて教育職員となつたときは、その教育職員としての就職に接続する準教育職員の勤続在職年月数の二分の一に相当する年月数は、教育職員としての在職年に通算する。

2 市町村吏員（県内の地方公共団体の吏員（地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員をいう。）及び県内の地方公共団体の経営する学校の職員をいう。以下同じ。）が引き続いて県吏員又は学校職員となつたときは、その県吏員又は学校職員としての就職に引き続いた市町村吏員の勤続在職年月数は、県吏員又は学校職員として勤続したものとみなし、これを県吏員又は学校職員の在職年に通算する。

3 前二項の場合において、準教育職員又は、市町村吏員の在職年の計算については、第十四条第一項の規定を準用する。

第十四条の四 県吏員又は学校職員が引き続いて旧日本住宅公団、旧愛知用水公団、日本道路公団、旧森林開発公団、旧原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団又は旧雇用促進事業団（以下この条において「公団等」という。）の役員又は職員となり、又は労働福祉事業団設立の際現に県吏員又は学校職員として在職し、引き続いて労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者が、旧雇用促進事業団の設立に際して引き続いて旧雇用促進事業団の役員又は職員となり更に引き続いて県吏員又は学校職員となつたときは、県吏員又は学校職員に給すべき退職料については、当該公団等の役員又は職員としての在職年月数を県吏員又は学校職員としての在職年月数に通算する。

2 前項の規定は、公団等の役員又は職員となるまでの県吏員又は学校職員としての在職年が退職料について最短年限に達する者については適用しない。

第十五条 休職、停職その他現実に職務を執ることを要しない在職期間であつて一月以上に亘るものは、在職期間の計算においてはこれを半減する。

前項に規定する期間が、一月以上に亘るときとは、その期間が在職年の計算において一月以上に計算されるすべての場合をいう。但し、現実に職務を

第十四条の二 県吏員又は教育職員が他の県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の職を併有する場合においては、その重複する在職年については、在職年の計算に関し、利益となる一の職の在職年によつてこれを計算する。

第十四条の三 準教育職員が引き続いて教育職員となつたときは、その教育職員としての就職に接続する準教育職員の勤続在職年月数の二分の一に相当する年月数は、教育職員としての在職年に通算する。

2 市町村吏員（県内の地方公共団体の吏員（地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員をいう。）及び県内の地方公共団体の経営する学校の職員をいう。以下同じ。）が引き続いて県吏員又は学校職員となつたときは、その県吏員又は学校職員としての就職に引き続いた市町村吏員の勤続在職年月数は、県吏員又は学校職員として勤続したものとみなし、これを県吏員又は学校職員の在職年に通算する。

3 前二項の場合において、準教育職員又は、市町村吏員の在職年の計算については、第十四条第一項の規定を準用する。

第十四条の四 県吏員又は学校職員が引き続いて旧日本住宅公団、旧愛知用水公団、日本道路公団、旧森林開発公団、旧原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団又は旧雇用促進事業団（以下この条において「公団等」という。）の役員又は職員となり、又は労働福祉事業団設立の際現に県吏員又は学校職員として在職し、引き続いて労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者が、旧雇用促進事業団の設立に際して引き続いて旧雇用促進事業団の役員又は職員となり更に引き続いて県吏員又は学校職員となつたときは、県吏員又は学校職員に給すべき退職料については、当該公団等の役員又は職員としての在職年月数を県吏員又は学校職員としての在職年月数に通算する。

2 前項の規定は、公団等の役員又は職員となるまでの県吏員又は学校職員としての在職年が退職料について最短年限に達する者については適用しない。

第十五条 休職、停職その他現実に職務を執ることを要しない在職期間であつて一月以上に亘るものは、在職期間の計算においてはこれを半減する。

前項に規定する期間が、一月以上に亘るときとは、その期間が在職年の計算において一月以上に計算されるすべての場合をいう。但し、現実に職務を

執ることを要する日のあつた月は、在職年の計算においてはこれを半減しない。

第十六条 左に掲げる年月数は、在職年よりこれを除算する。

- 一 退隠料又は増加退隠料を受ける権利が消滅した場合においてその恩給権の基礎となつた在職年
- 二 第十八条の規定により恩給を受ける資格を失つた在職年
- 三 退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により禁錮以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数
- 四 不法にその職務を離れた月より職務に復した月迄の在職年月

第十六条の二 本条例において、就職とは、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員たる職にない者が、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員たる職に任命されることをい、退職とは、退職、退職又は失職をいう。

第十七条 県吏員又は教育職員退職の当日又は、翌日更に県吏員又は教育職員に任命せられたときはこれを勤続とみなす。

前項の規定により、勤続とみなされる者については、後の県吏員又は教育職員を退職したときでなければ、これに恩給を給しない。

前二項の規定は、準教育職員が退職の当日又は翌日更に準教育職員となつた場合にこれを準用する。

教育職員が引き続き準教育職員となつたときは、これを退職とみなす。

第十八条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員左の各号の一に該当するときは、その引続いた在職につき恩給を受ける資格を失う。

- 一 懲戒の処分により退職せしめられたとき。
- 二 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき。

第十九条 県吏員又は教育職員在職年十七年以上にして失格原因なくして退職したときは、これに退隠料を給する。

前項の退隠料年額は在職年十七年以上十八年未満に対し、退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額とし、十七年以上一年を増す毎にその一年に対し退職当時の給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額とする。

執ることを要する日のあつた月は、在職年の計算においてはこれを半減しない。

第十六条 左に掲げる年月数は、在職年よりこれを除算する。

- 一 退隠料又は増加退隠料を受ける権利が消滅した場合においてその恩給権の基礎となつた在職年
- 二 第十八条の規定により恩給を受ける資格を失つた在職年
- 三 退職後在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により禁錮以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数
- 四 不法にその職務を離れた月より職務に復した月迄の在職年月

第十六条の二 本条例において、就職とは、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員たる職にない者が、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員たる職に任命されることをい、退職とは、退職、退職又は失職をいう。

第十七条 県吏員又は教育職員退職の当日又は、翌日更に県吏員又は教育職員に任命せられたときはこれを勤続とみなす。

前項の規定により、勤続とみなされる者については、後の県吏員又は教育職員を退職したときでなければ、これに恩給を給しない。

前二項の規定は、準教育職員が退職の当日又は翌日更に準教育職員となつた場合にこれを準用する。

教育職員が引き続き準教育職員となつたときは、これを退職とみなす。

第十八条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員左の各号の一に該当するときは、その引続いた在職につき恩給を受ける資格を失う。

- 一 懲戒の処分により退職せしめられたとき。
- 二 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき。

第十九条 県吏員又は教育職員在職年十七年以上にして失格原因なくして退職したときは、これに退隠料を給する。

前項の退隠料年額は在職年十七年以上十八年未満に対し、退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額とし、十七年以上一年を増す毎にその一年に対し退職当時の給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額とする。

在職四十年を超える者に給すべき退隠料年額は、これを在職年四十年として計算する。

第二十条 退職給与金を受けた後、その退職給与金の基礎となつた在職年数一年を二月に換算した月数内に再就職した者に退隠料を給する場合においては、当該換算月数と退職の翌月より再就職の月迄の月数との差月数を退職給与金算出の基礎となつた給料月額二分の一に乘じた金額の十五分の一に相当する金額を控除したものを以て、その退隠料の年額とする。但し、差月数一月につき退職給与金額算出の基礎となつた給料月額二分の一の割合を以て、計算した金額を返還したときは、この限りでない。

前項但書の場合における退職給与金の返還に関しては、恩給法第六十四条の三の規定に準用する。

第二十一条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員公務のため傷病（い）を受け、又は疾病にかかり重度障害の状態となり失格原因なくして退職したときは、その在職年数にかかわらずこれに退隠料を給し、なおこれに増加退隠料を併給する。

公務傷病による重度障害の程度については、恩給法第四十九条の二の規定を準用する。

第一項の退隠料の年額は在職年十七年以上の者については、第十九条第二項及び第三項の規定により算出した金額とし、在職年十七年未満の者については、十七年の者に給する額とする。ただし、準教育職員に給する退隠料の年額は、退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額とする。

増加退隠料の年額は、重度障害の程度により定めた恩給法別表第二号表に掲げる金額とする。

前項の場合においては、増加退隠料を受ける者に妻又は扶養家族があるときは、恩給法第六十五条第二項の規定により増加恩給の年額に加給される金額を増加退隠料の年額に加給する。

前項の扶養家族とは、増加退隠料を受ける者の退職当時から引き続いてこれによつて生計を維持し、又はこれと生計を共にする祖父母、父母、未成年の子及び重度障害の状態であつて生活資料を得るみちがない成年の子をいう。

前項の規定にかかわらず、増加退隠料を受ける者の退職後出生した未成年の子又は重度障害の状態であつて生活資料を得るみちがない成年の子で出生

在職四十年を超える者に給すべき退隠料年額は、これを在職年四十年として計算する。

第二十条 退職給与金を受けた後、その退職給与金の基礎となつた在職年数一年を二月に換算した月数内に再就職した者に退隠料を給する場合においては、当該換算月数と退職の翌月より再就職の月迄の月数との差月数を退職給与金算出の基礎となつた給料月額二分の一に乘じた金額の十五分の一に相当する金額を控除したものを以て、その退隠料の年額とする。但し、差月数一月につき退職給与金額算出の基礎となつた給料月額二分の一の割合を以て、計算した金額を返還したときは、この限りでない。

前項但書の場合における退職給与金の返還に関しては、恩給法第六十四条の三の規定に準用する。

第二十一条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員公務のため傷病（い）を受け、又は疾病にかかり重度障害の状態となり失格原因なくして退職したときは、その在職年数にかかわらずこれに退隠料を給し、なおこれに増加退隠料を併給する。

公務傷病による重度障害の程度については、恩給法第四十九条の二の規定を準用する。

第一項の退隠料の年額は在職年十七年以上の者については、第十九条第二項及び第三項の規定により算出した金額とし、在職年十七年未満の者については、十七年の者に給する額とする。ただし、準教育職員に給する退隠料の年額は、退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額とする。

増加退隠料の年額は、重度障害の程度により定めた恩給法別表第二号表に掲げる金額とする。

前項の場合においては、増加退隠料を受ける者に妻又は扶養家族があるときは、恩給法第六十五条第二項の規定により増加恩給の年額に加給される金額を増加退隠料の年額に加給する。

前項の扶養家族とは、増加退隠料を受ける者の退職当時から引き続いてこれによつて生計を維持し、又はこれと生計を共にする祖父母、父母、未成年の子及び重度障害の状態であつて生活資料を得るみちがない成年の子をいう。

前項の規定にかかわらず、増加退隠料を受ける者の退職後出生した未成年の子又は重度障害の状態であつて生活資料を得るみちがない成年の子で出生

当時から引き続き増加退隠料を受ける者により生計を維持し、又はその者と生計を共にするものがあるときは、これを扶養家族とする。

第六項の規定にかかわらず、増加退隠料を受ける者（公務のため傷痕（い）を受け、又は疾病にかかりこのため生殖機能を廃した者に限る。）の退職後に養子となつた未成年の子又は重度障害の状態であつて生活資料を得るみちがない成年の子であつて、縁組当時から引き続き増加退隠料を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にするものがあるときは、当該養子以外の子がないときに限りその一人を扶養親族とする。

第四項の場合において、増加退隠料を受ける者の重度障害の程度が恩給法別表第一号表の二に掲げる特別項症、第一項症又は第二項症に該当するときは、同法第六十五条第六項の規定により増加恩給の年額に加給される金額を増加退隠料の年額に加給する。

第二十二條 前条の規定による退隠料及び増加退隠料の裁定をなすに当り、将来重度障害が回復し、又は、その程度低下する事あるべき事を認めたときは、これに五年間の有期の退隠料及び増加退隠料を給することができる。

前項の期間満了の六月前迄傷痕疾病回復しない者は、再審査を請求することができる。

再審査の結果恩給を給すべきものと認めるときは、これに相当の退隠料又は、退隠料及び増加退隠料を給する。

第二十三條 前二条の規定は、公務のため傷痕を受け又は、疾病に罹り失格原因なくして退職した後五年内にこれがため重度障害の状態となり又は、その程度が増進した場合につき、これを準用する。この場合においては退職後五年内に恩給の裁定を求める事を要する。

前項の期間を経過したときであつても知事において重度障害が公務に起因したことが顕著であると認めるときは、その月の翌月よりこれに相当の退隠料又は、退隠料及び増加退隠料を給する。

第二十四條 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が、公務のため傷痕（い）を受け、又は疾病にかかり重度障害の程度に至らない障害の程度に達し、失格原因なくして退職したときは、これに傷病一時金を給する。

県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が、公務のため傷痕（い）を受け、又は疾病にかかり失格原因なくして退職した後このため五年内に重度障

当時から引き続き増加退隠料を受ける者により生計を維持し、又はその者と生計を共にするものがあるときは、これを扶養家族とする。

第六項の規定にかかわらず、増加退隠料を受ける者（公務のため傷痕（い）を受け、又は疾病にかかりこのため生殖機能を廃した者に限る。）の退職後に養子となつた未成年の子又は重度障害の状態であつて生活資料を得るみちがない成年の子であつて、縁組当時から引き続き増加退隠料を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にするものがあるときは、当該養子以外の子がないときに限りその一人を扶養親族とする。

第四項の場合において、増加退隠料を受ける者の重度障害の程度が恩給法別表第一号表の二に掲げる特別項症、第一項症又は第二項症に該当するときは、同法第六十五条第六項の規定により増加恩給の年額に加給される金額を増加退隠料の年額に加給する。

第二十二條 前条の規定による退隠料及び増加退隠料の裁定をなすに当り、将来重度障害が回復し、又は、その程度低下する事あるべき事を認めたときは、これに五年間の有期の退隠料及び増加退隠料を給することができる。

前項の期間満了の六月前迄傷痕疾病回復しない者は、再審査を請求することができる。

再審査の結果恩給を給すべきものと認めるときは、これに相当の退隠料又は、退隠料及び増加退隠料を給する。

第二十三條 前二条の規定は、公務のため傷痕を受け又は、疾病に罹り失格原因なくして退職した後五年内にこれがため重度障害の状態となり又は、その程度が増進した場合につき、これを準用する。この場合においては退職後五年内に恩給の裁定を求める事を要する。

前項の期間を経過したときであつても知事において重度障害が公務に起因したことが顕著であると認めるときは、その月の翌月よりこれに相当の退隠料又は、退隠料及び増加退隠料を給する。

第二十四條 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が、公務のため傷痕（い）を受け、又は疾病にかかり重度障害の程度に至らない障害の程度に達し、失格原因なくして退職したときは、これに傷病一時金を給する。

県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が、公務のため傷痕（い）を受け、又は疾病にかかり失格原因なくして退職した後このため五年内に重度障



害の程度に至らない障害の程度に達した場合において、その期間内に請求があつたときは、これに傷病一時金を給する。

前各項の障害の程度については、恩給法第四十九条の三の規定を準用する。

傷病一時金は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四条第一項の規定に該当するものを受けた者には、これを給しない。ただし、当該補償又は給付の金額が傷病一時金の金額より少ないときはこの限りでない。

傷病一時金は、退隠料又は退職給与金と併給することを妨げない。

傷病一時金の金額は、障害の程度により定めた恩給法別表第三号表に掲げる金額とする。

第二十一条第三項ただし書の規定は、傷病一時金を給すべき者の退職当時の給料年額についてこれを準用する。

第四項ただし書の規定により給する傷病一時金の金額は、第六項の規定による金額とその者の受けた労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する給付で、同法第八十四条第一項の規定に該当するものの金額との差額とする。

第二十四条之二 傷病一時金を受けた後四年内に第二十三条第二項の規定により、増加退隠料を受けるに至つたときは、傷病一時金の金額の六十四分の一に相当する金額に、傷病一時金を受けた月から起算して増加退隠料を受けるに至つた月迄の月数と四十八月との差月数を乗じて得た金額の傷病一時金を累に返還させるものとする。

前項に規定する場合においては、増加退隠料の支給に際してその返還額に達する迄支給額の三分の一に相当する金額を控除して返還させるものとする。

第二十五条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員公務のため傷疾を受け又は、疾病に罹り重度障害の状態となつてもその者に重大な過失があつたときは、公務傷病を理由とする恩給はこれを給しない。

第二十五条之二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、公務のため傷疾（い）を受け、又は疾病にかかつたものとみなす。

害の程度に至らない障害の程度に達した場合において、その期間内に請求があつたときは、これに傷病一時金を給する。

前各項の障害の程度については、恩給法第四十九条の三の規定を準用する。

傷病一時金は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四条第一項の規定に該当するものを受けた者には、これを給しない。ただし、当該補償又は給付の金額が傷病一時金の金額より少ないときはこの限りでない。

傷病一時金は、退隠料又は退職給与金と併給することを妨げない。

傷病一時金の金額は、障害の程度により定めた恩給法別表第三号表に掲げる金額とする。

第二十一条第三項ただし書の規定は、傷病一時金を給すべき者の退職当時の給料年額についてこれを準用する。

第四項ただし書の規定により給する傷病一時金の金額は、第六項の規定による金額とその者の受けた労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する給付で、同法第八十四条第一項の規定に該当するものの金額との差額とする。

第二十四条之二 傷病一時金を受けた後四年内に第二十三条第二項の規定により、増加退隠料を受けるに至つたときは、傷病一時金の金額の六十四分の一に相当する金額に、傷病一時金を受けた月から起算して増加退隠料を受けるに至つた月迄の月数と四十八月との差月数を乗じて得た金額の傷病一時金を累に返還させるものとする。

前項に規定する場合においては、増加退隠料の支給に際してその返還額に達する迄支給額の三分の一に相当する金額を控除して返還させるものとする。

第二十五条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員公務のため傷疾を受け又は、疾病に罹り重度障害の状態となつてもその者に重大な過失があつたときは、公務傷病を理由とする恩給はこれを給しない。

第二十五条之二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、公務のため傷疾（い）を受け、又は疾病にかかつたものとみなす。

- 一 公務旅行中恩給法別表第一号表に掲げる流行病にかかったとき。
- 二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員たる特別の事情に関して生じた不慮の災厄により傷痕（い）を受け、又は疾病にかかり知事が公務に起因したと同視すべきものと認めたととき。

第二十六条 退隠料を受ける者左の各号の一に該当するときは、第十九条乃至前条の規定に準じ、その退隠料を改定する。

- 一 再就職後在職一年以上にして退職したとき。
  - 二 再就職後公務のため傷痕を受け又は、疾病に罹り重度障害の状態となり退職したとき。
  - 三 再就職後公務のため傷痕を受け又は、疾病に罹り退職した後五年内にこのため重度障害の状態となり又は、その程度増進した場合においてその期間内に請求したとき。
- 前項第三号の場合においては、第二十三条第二項の規定を準用する。

第二十七条 前条の規定により退隠料を改定するには前後の在職年数を合算しその恩給年額を定める。増加退隠料を改定するには前後の傷痕又は、疾病を合したものを以てその年額を定める。

## 第二十八条 削除

第二十九条 第二十六条及び第二十七条の規定により恩給を改定する場合において、その年額が従前の恩給年額より少いときは、従前の恩給年額を以て改定恩給の年額とする。

第三十条 退隠料はこれを受ける者が恩給法の規定の準用を受ける県吏員若しくは教育職員として本県に在職するとき、又は県吏員若しくは教育職員として就職するときは、その就職の月の翌月から退職の月まで、これを停止する。但し、実在職期間一月未満であるときはこの限りではない。

第三十条の二 退隠料及び増加退隠料は、これを受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるに至った月までこれを停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の

- 一 公務旅行中恩給法別表第一号表に掲げる流行病にかかったとき。
- 二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員たる特別の事情に関して生じた不慮の災厄により傷痕（い）を受け、又は疾病にかかり知事が公務に起因したと同視すべきものと認めたととき。

第二十六条 退隠料を受ける者左の各号の一に該当するときは、第十九条乃至前条の規定に準じ、その退隠料を改定する。

- 一 再就職後在職一年以上にして退職したとき。
  - 二 再就職後公務のため傷痕を受け又は、疾病に罹り重度障害の状態となり退職したとき。
  - 三 再就職後公務のため傷痕を受け又は、疾病に罹り退職した後五年内にこのため重度障害の状態となり又は、その程度増進した場合においてその期間内に請求したとき。
- 前項第三号の場合においては、第二十三条第二項の規定を準用する。

第二十七条 前条の規定により退隠料を改定するには前後の在職年数を合算しその恩給年額を定める。増加退隠料を改定するには前後の傷痕又は、疾病を合したものを以てその年額を定める。

## 第二十八条 削除

第二十九条 第二十六条及び第二十七条の規定により恩給を改定する場合において、その年額が従前の恩給年額より少いときは、従前の恩給年額を以て改定恩給の年額とする。

第三十条 退隠料はこれを受ける者が恩給法の規定の準用を受ける県吏員若しくは教育職員として本県に在職するとき、又は県吏員若しくは教育職員として就職するときは、その就職の月の翌月から退職の月まで、これを停止する。但し、実在職期間一月未満であるときはこの限りではない。

第三十条の二 退隠料及び増加退隠料は、これを受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるに至った月までこれを停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止せず、刑の一部の

執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至つた月の翌月以降は、これを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるに至つた月までこれを停止する。

第三十条の三 退隠料はこれを受ける者が四十五歳に満ちる月まではその全額、四十五歳に満ちる月の翌月から五十歳に満ちる月までは、その十分の五、五十歳に満ちる月の翌月から五十五歳に満ちる月まではその十分の三を停止する。

退隠料に増加退隠料及び傷病一時金を併給する場合には、前項の規定による停止は行わない。

公務に起因しない傷痕疾病が、第二十一条第二項又は第二十四条第二項により準用する恩給法第四十九条の二又は第四十九条の三に規定する程度に達してこれがために退職した場合には退職してから五年間は第一項の規定による停止は行わない。

前項の期間満了の六ヶ月前までは傷痕又は疾病が回復しない者は知事に対し、同項の期間の延長を請求することができる。

この場合において、その者の傷痕又は疾病がなお、同項に規定する程度に達しているときは、第一項に規定する退隠料の停止は引続いてこれを行わない。

第三十条の四 退隠料を受ける者が前年に退隠料以外の所得があるときは、恩給法第五十八条の四の規定による普通恩給の恩給年額の停止の例により、その年額の一部を停止する。

第三十条の五 増加退隠料（第二十一条第五項から第九項までの規定による加給を含む。）はこれを受ける者が労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する給付にして、同法第八十四条第一項の規定に該当するものを受けた者であるときは、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間これを停止する。但し、その年額の中当該補償又は給付の金額の六分の一に相当する金額を超える部分はこれを停止しない。

第三十条の六 県吏員又は学校職員が在職三年以上十七年未満で退職し、次の

執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至つた月の翌月以降は、これを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるに至つた月までこれを停止する。

第三十条の三 退隠料はこれを受ける者が四十五歳に満ちる月まではその全額、四十五歳に満ちる月の翌月から五十歳に満ちる月までは、その十分の五、五十歳に満ちる月の翌月から五十五歳に満ちる月まではその十分の三を停止する。

退隠料に増加退隠料及び傷病一時金を併給する場合には、前項の規定による停止は行わない。

公務に起因しない傷痕疾病が、第二十一条第二項又は第二十四条第二項により準用する恩給法第四十九条の二又は第四十九条の三に規定する程度に達してこれがために退職した場合には退職してから五年間は第一項の規定による停止は行わない。

前項の期間満了の六ヶ月前までは傷痕又は疾病が回復しない者は知事に対し、同項の期間の延長を請求することができる。

この場合において、その者の傷痕又は疾病がなお、同項に規定する程度に達しているときは、第一項に規定する退隠料の停止は引続いてこれを行わない。

第三十条の四 退隠料を受ける者が前年に退隠料以外の所得があるときは、恩給法第五十八条の四の規定による普通恩給の恩給年額の停止の例により、その年額の一部を停止する。

第三十条の五 増加退隠料（第二十一条第五項から第九項までの規定による加給を含む。）はこれを受ける者が労働基準法第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する給付にして、同法第八十四条第一項の規定に該当するものを受けた者であるときは、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間これを停止する。但し、その年額の中当該補償又は給付の金額の六分の一に相当する金額を超える部分はこれを停止しない。

第三十条の六 県吏員又は学校職員が在職三年以上十七年未満で退職し、次の

各号のいずれかに該当するときは、その者に通算退隠料を支給する。

- 一 通算対象期間を合算した期間が、二十五年以上であるとき。
- 二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。
- 三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。
- 四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

通算退隠料の年額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職給与金の基礎となつた在職期間の月数を乗じて得た額とする。

- 一 六十年共済組合法附則第四十六条第一項第一号に掲げる額
- 二 退職当時の給料月額（通算退隠料の支給を受ける者について、その退職時にその給与事由が生じていたとした場合において、通算退隠料の年額の基礎となる給料月額がその時以後の条例の改正により改定されているならば、その改定された通算退隠料の年額の基礎となる給料月額と同一の額）を六十年共済組合法附則第四十六条第一項第二号に規定する給料とみなして同号の規定を適用した場合における同号の規定による額前項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退隠料の年額は、これらの退職についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

通算退隠料は、通算退隠料を受ける権利を有する者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

第三十条の規定は、通算退隠料について準用する。

第三十一条 県吏員又は教育職員在職年三年以上十七年未満にして失格原因なくして退職したときは、これに退職給与金を給する。ただし、第二十一条第一項の規定により退隠料を受けることができるとき又は次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

前項の退職給与金の金額は第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

- 一 退職当時の給料月額に相当する金額に、退職に引き続いた在職年数を乗じて得た金額
- 二 第三十条の六第二項に定める通算退隠料の額に、次の表の上欄に掲げる

各号のいずれかに該当するときは、その者に通算退隠料を支給する。

- 一 通算対象期間を合算した期間が、二十五年以上であるとき。
- 二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。
- 三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。
- 四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

通算退隠料の年額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職給与金の基礎となつた在職期間の月数を乗じて得た額とする。

- 一 六十年共済組合法附則第四十六条第一項第一号に掲げる額
- 二 退職当時の給料月額（通算退隠料の支給を受ける者について、その退職時にその給与事由が生じていたとした場合において、通算退隠料の年額の基礎となる給料月額がその時以後の条例の改正により改定されているならば、その改定された通算退隠料の年額の基礎となる給料月額と同一の額）を六十年共済組合法附則第四十六条第一項第二号に規定する給料とみなして同号の規定を適用した場合における同号の規定による額前項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退隠料の年額は、これらの退職についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

通算退隠料は、通算退隠料を受ける権利を有する者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

第三十条の規定は、通算退隠料について準用する。

第三十一条 県吏員又は教育職員在職年三年以上十七年未満にして失格原因なくして退職したときは、これに退職給与金を給する。ただし、第二十一条第一項の規定により退隠料を受けることができるとき又は次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

前項の退職給与金の金額は第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

- 一 退職当時の給料月額に相当する金額に、退職に引き続いた在職年数を乗じて得た金額
- 二 第三十条の六第二項に定める通算退隠料の額に、次の表の上欄に掲げる

退職の日における年齢の区分に応じ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額

十八歳未満	〇・九二
十八歳以上二十三歳未満	一・一三
二十三歳以上二十八歳未満	一・四八
二十八歳以上三十三歳未満	一・九四
三十三歳以上三十八歳未満	二・五三
三十八歳以上四十三歳未満	三・三二
四十三歳以上四十八歳未満	四・三二
四十八歳以上五十三歳未満	五・六五
五十三歳以上五十八歳未満	七・三八
五十八歳以上六十三歳未満	八・九二
六十三歳以上六十八歳未満	七・八一
六十八歳以上七十三歳未満	六・四四
七十三歳以上	四・九七

六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、第三十条の六第一項各号のいずれかに該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職給与金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を知事に申し出たときは、前各項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職給与金として支給する。

前項の規定により退職給与金の支給を受けた者の当該退職給与金の基礎となつた在職期間は、第三十条の六第二項に規定する在職期間に該当しないものとする。

第三十一条の二 前条第二項の退職給与金の支給を受けた者（前条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）が、再び県吏員又は教育職員となつて退職した場合において、退職料を受ける権利を有する者となつたときは、返還給与金を支給する。

返還給与金の金額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第四十四条第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日の属する月の翌月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。

前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年

退職の日における年齢の区分に応じ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額

十八歳未満	〇・九二
十八歳以上二十三歳未満	一・一三
二十三歳以上二十八歳未満	一・四八
二十八歳以上三十三歳未満	一・九四
三十三歳以上三十八歳未満	二・五三
三十八歳以上四十三歳未満	三・三二
四十三歳以上四十八歳未満	四・三二
四十八歳以上五十三歳未満	五・六五
五十三歳以上五十八歳未満	七・三八
五十八歳以上六十三歳未満	八・九二
六十三歳以上六十八歳未満	七・八一
六十八歳以上七十三歳未満	六・四四
七十三歳以上	四・九七

六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、第三十条の六第一項各号のいずれかに該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職給与金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を知事に申し出たときは、前各項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職給与金として支給する。

前項の規定により退職給与金の支給を受けた者の当該退職給与金の基礎となつた在職期間は、第三十条の六第二項に規定する在職期間に該当しないものとする。

第三十一条の二 前条第二項の退職給与金の支給を受けた者（前条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）が、再び県吏員又は教育職員となつて退職した場合において、退職料を受ける権利を有する者となつたときは、返還給与金を支給する。

返還給与金の金額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第四十四条第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日の属する月の翌月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。

前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年

五・五パーセントとする。

第三十条の六第四項の規定は、前条第二項の退職給与金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還給与金の額について準用する。

前条第四項の規定は、第一項の返還給与金の支給を受けた者について準用する。

第三十一条の三 第三十一条第二項の退職給与金の支給を受けた者が、退職した後六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（これらの場合において、その者が退隠料又は通算退隠料を受ける権利を有する者となつたときを除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を知事に申し出たときは、その者に返還給与金を支給する。

前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還給与金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と読み替えるものとする。

第三十二条 本条例における退職当時の給料年額の計算については左の特例に従う。

一 公務のための傷痕を受け又は疾病に罹りこのため退職し又は死亡したものであるものについて退職又は死亡前一年以内に昇給があつた場合においては、そのなされた昇給が二号俸を超え上位の号俸に昇給したときは、二号俸上位の号俸に昇給したものとする。

二 前号に規定する者以外の者につき、退職又は死亡前一年以内に退職又は死亡の一年前の号俸より昇給があつた場合においては、一号俸を超えて上位の号俸に昇給したときは一号俸上位の号俸の昇給したものとする。

転職による給料の増額はこれを昇給とみなす。

前二条に規定する退職当時の給料年額の算出方法については、恩給法第五十九条の三の規定を準用する。実在職期間一年未満であるときは給料の関係においては就職前も就職当時の給料を以て在職したものとみなす。

本条例においては退職当時の給料月額とは、退職当時の給料年額の十二分の一に相当する金額をいう。

### 第三章 遺族の恩給

五・五パーセントとする。

第三十条の六第四項の規定は、前条第二項の退職給与金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還給与金の額について準用する。

前条第四項の規定は、第一項の返還給与金の支給を受けた者について準用する。

第三十一条の三 第三十一条第二項の退職給与金の支給を受けた者が、退職した後六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（これらの場合において、その者が退隠料又は通算退隠料を受ける権利を有する者となつたときを除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を知事に申し出たときは、その者に返還給与金を支給する。

前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還給与金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と読み替えるものとする。

第三十二条 本条例における退職当時の給料年額の計算については左の特例に従う。

一 公務のための傷痕を受け又は疾病に罹りこのため退職し又は死亡したものであるものについて退職又は死亡前一年以内に昇給があつた場合においては、そのなされた昇給が二号俸を超え上位の号俸に昇給したときは、二号俸上位の号俸に昇給したものとする。

二 前号に規定する者以外の者につき、退職又は死亡前一年以内に退職又は死亡の一年前の号俸より昇給があつた場合においては、一号俸を超えて上位の号俸に昇給したときは一号俸上位の号俸の昇給したものとする。

転職による給料の増額はこれを昇給とみなす。

前二条に規定する退職当時の給料年額の算出方法については、恩給法第五十九条の三の規定を準用する。実在職期間一年未満であるときは給料の関係においては就職前も就職当時の給料を以て在職したものとみなす。

本条例においては退職当時の給料月額とは、退職当時の給料年額の十二分の一に相当する金額をいう。

### 第三章 遺族の恩給

第三十三条 本条例において遺族とは県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡の当時その者により生計を維持し又はその者と生計を共にしたものを謂う。

県吏員又は教育職員若しくは準教育職員死亡の当時胎児である子が出生したときは前項の規定の適用に関してはその死亡の当時その者により生計を維持し又はその者と生計を共にしたものとみなす。

前二項の規定にかかわらず、通算扶助料に係る遺族は、県吏員又は学校職員若しくは準教育職員であつた者の親族で、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。）第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものをいう。

第三十四条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が左の各号の一に該当するときはその遺族には配偶者、未成年の子、父母、成年の子、祖父母の順位によりこれに扶助料を給する。

一 在職中死亡しその死亡を退職とみなすときは、これに退職料を給すべきとき。

二 退職料を給せられる者死亡したとき。

父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

先順位者たるべき者後順位者たる者より後に生ずるに至つたときは前項の規定は当該後順位者失権した後に限りこれを適用する。但し、第三十五条の二第一項に規定する者については、この限りでない。

第三十四条の二 前条第一項の規定による同順位の遺族二人以上あるときは、その中の一人を総代者として扶助料の請求又は扶助料支給の請求をしなければならない。

第三十五条 成年の子は、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡の当時から重度障害の状態にあり、かつ、生活資料を得る途がないときに限り扶助料を受けることができる。

第三十三条 本条例において遺族とは県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡の当時その者により生計を維持し又はその者と生計を共にしたものを謂う。

県吏員又は教育職員若しくは準教育職員死亡の当時胎児である子が出生したときは前項の規定の適用に関してはその死亡の当時その者により生計を維持し又はその者と生計を共にしたものとみなす。

前二項の規定にかかわらず、通算扶助料に係る遺族は、県吏員又は学校職員若しくは準教育職員であつた者の親族で、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「旧厚生年金保険法」という。）第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものをいう。

第三十四条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が左の各号の一に該当するときはその遺族には配偶者、未成年の子、父母、成年の子、祖父母の順位によりこれに扶助料を給する。

一 在職中死亡しその死亡を退職とみなすときは、これに退職料を給すべきとき。

二 退職料を給せられる者死亡したとき。

父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

先順位者たるべき者後順位者たる者より後に生ずるに至つたときは前項の規定は当該後順位者失権した後に限りこれを適用する。但し、第三十五条の二第一項に規定する者については、この限りでない。

第三十四条の二 前条第一項の規定による同順位の遺族二人以上あるときは、その中の一人を総代者として扶助料の請求又は扶助料支給の請求をしなければならない。

第三十五条 成年の子は、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡の当時から重度障害の状態にあり、かつ、生活資料を得る途がないときに限り扶助料を受けることができる。

第三十五条の二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡当時これによつて生計を維持し、又はこれと生計を共にした者であつて、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡後戸籍の届出が受理されその届出によつて県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の祖父母、父母及び配偶者又は子となつたものに給する扶助料は、当該戸籍届受理の日からこれを支給する。

前項に規定する者に給する一時扶助料は、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡の時に於いて他にその一時扶助料を受けることのできる権利を有する者が無い時に限りこれを給する。

県吏員又は教育職員若しくは準教育職員死亡の時に於いて扶助料を受けることのできる権利を有していた者が、第一項に規定する者の生じたために扶助料を受ける権利を有しなかつたこととなる場合においても、その者は同項に規定する戸籍届出の受理の時迄の分について当該扶助料を受ける権利を有するものとみなす。

県吏員又は教育職員若しくは準教育職員死亡の時に於いて一時扶助料を受けることのできる権利を有していた者が、第一項に規定する者の生じた為、一時扶助料を受けることのできる権利を有しなかつたこととなる場合においても、その者は、当該一時扶助料を受ける権利を有するものとみなす。

第三十六条 扶助料の年額はこれを受ける者の人員にかかわらず次の各号による。

- 一 次号及び第三号に特に規定する場合のほかは、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員に給せられる退職料年額の十分の五に相当する年額
- 二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が公務による傷病のため死亡したときは、前号の規定による金額に、その者の退職当時の給料年額を恩給法第七十五条第一項第二号に規定する退職当時の俸給年額とみなして同号の規定を適用した場合における同号の規定による金額
- 三 増加退職料を併給される者が公務に起因した傷病によらないで死亡したときは、第一号の規定による金額に、その者の退職当時の給料年額を恩給法第七十五条第一項第三号に規定する退職当時の俸給年額とみなして同号の規定を適用した場合における同号の規定による金額

前項第二号及び第三号に規定する場合において扶助料を受ける者に、扶養遺族あるときは、恩給法第七十五条第二項の規定により扶助料の年額に加給される金額を扶助料の年額に加給する。

第三十五条の二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡当時これによつて生計を維持し、又はこれと生計を共にした者であつて、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡後戸籍の届出が受理されその届出によつて県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の祖父母、父母及び配偶者又は子となつたものに給する扶助料は、当該戸籍届受理の日からこれを支給する。

前項に規定する者に給する一時扶助料は、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡の時に於いて他にその一時扶助料を受けることのできる権利を有する者が無い時に限りこれを給する。

県吏員又は教育職員若しくは準教育職員死亡の時に於いて扶助料を受けることのできる権利を有していた者が、第一項に規定する者の生じたために扶助料を受ける権利を有しなかつたこととなる場合においても、その者は同項に規定する戸籍届出の受理の時迄の分について当該扶助料を受ける権利を有するものとみなす。

県吏員又は教育職員若しくは準教育職員死亡の時に於いて一時扶助料を受けることのできる権利を有していた者が、第一項に規定する者の生じた為、一時扶助料を受けることのできる権利を有しなかつたこととなる場合においても、その者は、当該一時扶助料を受ける権利を有するものとみなす。

第三十六条 扶助料の年額はこれを受ける者の人員にかかわらず次の各号による。

- 一 次号及び第三号に特に規定する場合のほかは、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員に給せられる退職料年額の十分の五に相当する年額
- 二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が公務による傷病のため死亡したときは、前号の規定による金額に、その者の退職当時の給料年額を恩給法第七十五条第一項第二号に規定する退職当時の俸給年額とみなして同号の規定を適用した場合における同号の規定による金額
- 三 増加退職料を併給される者が公務に起因した傷病によらないで死亡したときは、第一号の規定による金額に、その者の退職当時の給料年額を恩給法第七十五条第一項第三号に規定する退職当時の俸給年額とみなして同号の規定を適用した場合における同号の規定による金額

前項第二号及び第三号に規定する場合において扶助料を受ける者に、扶養遺族あるときは、恩給法第七十五条第二項の規定により扶助料の年額に加給される金額を扶助料の年額に加給する。



前項の扶養遺族とは、扶助料を受ける者によつて生計を維持し、又はこれと生計を共にする県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の祖父母、父母、未成年の子又は重度障害の状態であつて生活資料を得るみちがない成年の子であつて扶助料を受ける要件を備えるものをいう。

第三十七条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡後遺族が左の各号の一に該当するときは、扶助料を受ける資格を失う。

- 一 子が婚姻したとき、若しくは遺族以外の者の養子となつたとき、又は、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の養子である場合においては離縁したとき。
- 二 父母又は祖父母が婚姻によつてその氏を改めたとき。

第三十八条 扶助料を受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるに至つた月まで扶助料を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、扶助料はこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至つた月の翌月以降は、これを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるに至つた月までこれを停止する。

前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行中又は執行前の者に扶助料を給すべき事由が発生した場合にこれを準用する。

第三十九条 扶助料を給せられる者一年以上所在不明なときは、同順位者又は、次順位者の申請により所在不明中扶助料の停止を命ずることができる。

第三十九条の二 夫に支給する扶助料は、その者が六十歳に達するまではこれを停止する。ただし、重度障害の状態であり生活資料を得る途のない者又は県吏員若しくは学校職員若しくは準教育職員の死亡の当時から重度障害の状態であつた者については、これらの事情の継続する間は、この限りでない。

第四十条 前三条の扶助料停止の事由がある場合においては、停止期間中、扶助料は、同順位者があるときは当該同順位者に、同順位者がなく次順位者が

前項の扶養遺族とは、扶助料を受ける者によつて生計を維持し、又はこれと生計を共にする県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の祖父母、父母、未成年の子又は重度障害の状態であつて生活資料を得るみちがない成年の子であつて扶助料を受ける要件を備えるものをいう。

第三十七条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡後遺族が左の各号の一に該当するときは、扶助料を受ける資格を失う。

- 一 子が婚姻したとき、若しくは遺族以外の者の養子となつたとき、又は、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の養子である場合においては離縁したとき。
- 二 父母又は祖父母が婚姻によつてその氏を改めたとき。

第三十八条 扶助料を受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるに至つた月まで扶助料を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、扶助料はこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至つた月の翌月以降は、これを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるに至つた月までこれを停止する。

前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行中又は執行前の者に扶助料を給すべき事由が発生した場合にこれを準用する。

第三十九条 扶助料を給せられる者一年以上所在不明なときは、同順位者又は、次順位者の申請により所在不明中扶助料の停止を命ずることができる。

第三十九条の二 夫に支給する扶助料は、その者が六十歳に達するまではこれを停止する。ただし、重度障害の状態であり生活資料を得る途のない者又は県吏員若しくは学校職員若しくは準教育職員の死亡の当時から重度障害の状態であつた者については、これらの事情の継続する間は、この限りでない。

第四十条 前三条の扶助料停止の事由がある場合においては、停止期間中、扶助料は、同順位者があるときは当該同順位者に、同順位者がなく次順位者が

あるときは当該次順位者に、それぞれこれを転給する。

第四十条の二 第三十四条の二の規定は、第三十九条の扶助料停止の申請並びに前条の扶助料転給の請求及びその支給の請求につき、これを準用する。

第四十条の三 第三十六条第一項第二号又は第三号の規定による扶助料を受ける者が、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四条第一項の規定に該当するものを受けた者であるときは、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間その扶助料の年額と第三十六条第一項第一号の規定による金額との差額に、同条第二項の規定による加給年額を加えた金額を停止する。但し、停止額は、当該給付の金額の六分の一に相当する金額をこえることはない。

第四十一条 遺族が左の各号の一に該当するときは、扶助料を受ける権利を失う。

- 一 配偶者が婚姻したとき、又は遺族以外の者の養子となつたとき。
- 二 子が婚姻したとき若しくは遺族以外の者の養子となつたとき、又は、子が県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の養子である場合において離縁したとき。
- 三 父母又は、祖父母が婚姻によつてその氏を改めたとき。
- 四 成年の子につき、第三十五条に規定する事情が止んだとき。

届出をなさないとも事実上婚姻関係と同様の事情に入つたと認められる遺族については知事はその者の扶助料を受ける権利を失わせることができる。

第四十一条の二 第三十条の六第一項の規定により通算退隠料を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族に通算扶助料を支給する。ただし、遺族が第三十四条の規定により扶助料の支給を受ける権利を有する者である場合は、この限りでない。

通算扶助料の年額は、死亡した者に係る第三十条の六第二項及び第三項の規定による通算退隠料の年額の百分の五十に相当する金額とする。

通算扶助料に関しては、この条例によるほか、旧通算年金通則法第四条から第十条まで並びに旧厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条までの規定を準用する。

あるときは当該次順位者に、それぞれこれを転給する。

第四十条の二 第三十四条の二の規定は、第三十九条の扶助料停止の申請並びに前条の扶助料転給の請求及びその支給の請求につき、これを準用する。

第四十条の三 第三十六条第一項第二号又は第三号の規定による扶助料を受ける者が、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四条第一項の規定に該当するものを受けた者であるときは、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間その扶助料の年額と第三十六条第一項第一号の規定による金額との差額に、同条第二項の規定による加給年額を加えた金額を停止する。但し、停止額は、当該給付の金額の六分の一に相当する金額をこえることはない。

第四十一条 遺族が左の各号の一に該当するときは、扶助料を受ける権利を失う。

- 一 配偶者が婚姻したとき、又は遺族以外の者の養子となつたとき。
- 二 子が婚姻したとき若しくは遺族以外の者の養子となつたとき、又は、子が県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の養子である場合において離縁したとき。
- 三 父母又は、祖父母が婚姻によつてその氏を改めたとき。
- 四 成年の子につき、第三十五条に規定する事情が止んだとき。

届出をなさないとも事実上婚姻関係と同様の事情に入つたと認められる遺族については知事はその者の扶助料を受ける権利を失わせることができる。

第四十一条の二 第三十条の六第一項の規定により通算退隠料を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族に通算扶助料を支給する。ただし、遺族が第三十四条の規定により扶助料の支給を受ける権利を有する者である場合は、この限りでない。

通算扶助料の年額は、死亡した者に係る第三十条の六第二項及び第三項の規定による通算退隠料の年額の百分の五十に相当する金額とする。

通算扶助料に関しては、この条例によるほか、旧通算年金通則法第四条から第十条まで並びに旧厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条までの規定を準用する。

第四十二条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員第三十四条第一項各号の一に該当し兄弟姉妹以外に扶助料を受ける遺族がないときはその兄弟姉妹が未成年であるか、又は重度障害の状態であつて生活資料を得る途がない場合に限りこれに一時扶助料を給する。

前項の一時扶助料の金額は扶助料年額の一年分乃至五年分に相当する金額とし総ての兄弟姉妹一体としてこれを受ける。

第三十四条の二の規定は、前二項の一時扶助料の請求及びその支給の請求につき、これを準用する。

第四十三条 県吏員又は教育職員在職年三年以上十七年未満にして在職中死亡したときはその遺族に一時扶助料を支給する。

第三十四条から第三十五条までの規定は、前項の一時扶助料を給する場合につき、これを準用する。

一時扶助料の金額はこれを受ける者の人員にかかわらず県吏員又は教育職員の死亡当時の給料月額に相当する金額にその在職年の年数を乗じた金額とする。

第三十二条第四項の規定は死亡当時の給料月額につきこれを準用する。

第四十四条 第三十一条第二項の退職給与金の支給を受けた者が通算退隠料又は返還給与金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡給与金を支給する。ただし、遺族が第四十一条の二第一項の規定により通算扶助料の支給を受ける権利を有する者である場合は、この限りでない。

死亡給与金の金額は、その死亡した者に代る第三十一条第二項第二号に掲げる金額（その額が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、当該金額）に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。

第三十一条の二第三項及び第四項の規定は、死亡給与金の額について準用する。

第三十四条から第三十五条までの規定は、第一項の死亡給与金を支給する場合についてそれぞれ準用する。

#### 第四章 雑則

第四十二条 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員第三十四条第一項各号の一に該当し兄弟姉妹以外に扶助料を受ける遺族がないときはその兄弟姉妹が未成年であるか、又は重度障害の状態であつて生活資料を得る途がない場合に限りこれに一時扶助料を給する。

前項の一時扶助料の金額は扶助料年額の一年分乃至五年分に相当する金額とし総ての兄弟姉妹一体としてこれを受ける。

第三十四条の二の規定は、前二項の一時扶助料の請求及びその支給の請求につき、これを準用する。

第四十三条 県吏員又は教育職員在職年三年以上十七年未満にして在職中死亡したときはその遺族に一時扶助料を支給する。

第三十四条から第三十五条までの規定は、前項の一時扶助料を給する場合につき、これを準用する。

一時扶助料の金額はこれを受ける者の人員にかかわらず県吏員又は教育職員の死亡当時の給料月額に相当する金額にその在職年の年数を乗じた金額とする。

第三十二条第四項の規定は死亡当時の給料月額につきこれを準用する。

第四十四条 第三十一条第二項の退職給与金の支給を受けた者が通算退隠料又は返還給与金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡給与金を支給する。ただし、遺族が第四十一条の二第一項の規定により通算扶助料の支給を受ける権利を有する者である場合は、この限りでない。

死亡給与金の金額は、その死亡した者に代る第三十一条第二項第二号に掲げる金額（その額が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、当該金額）に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。

第三十一条の二第三項及び第四項の規定は、死亡給与金の額について準用する。

第三十四条から第三十五条までの規定は、第一項の死亡給与金を支給する場合についてそれぞれ準用する。

#### 第四章 雑則

第四十四条の二 昭和二十三年七月一日以後においては、この条例のうち恩給法第八十二条の二の規定により同法の規定でその効力を失うものに関する部分は、その効力を失う。

第四十四条の三 第九条の二に規定する者が故意に同条の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をしたときは、千葉県規則の定めるところによる過料に処する。

第四十四条の四 県吏員又は学校職員が引き続いて県内の市町村吏員となつた場合において、その者の県吏員又は学校職員としての在職年月数が、当該地方公共団体の恩給に関する規定により、市町村吏員としての在職年に通算されることに定められているときは、この条例による恩給は支給しない。

第四十四条の五 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和二十三年法律第百二十九号）第五十一条の二第一項の規定に基づき、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百二十八号）の長期給付に関する規定の適用を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合に申し出た県吏員又は、学校職員に対しては、この条例による恩給は支給しない。

第四十四条の六 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号）第二条の規定による廃止前の通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令（昭和三十六年政令第三百八十九号。以下「旧通算年金に関する政令」という。）第四条に規定する者で同令第五条に定める金額を一時恩給の支給を受けた後六十日以内に知事に納付したもの又はその遺族は、第三十一条第二項に規定する退職給与金を受けた者又はその遺族とみなして、この条例中県吏員又は学校職員に対する通算退隠料、返還給与金及び死亡給与金に関する規定を適用する。この場合において、第三十一条の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は第四十四条第二項中「退職した日」とあるのは「旧通算年金に関する政令第五条に定める金額を知事に納付した日」とする。

#### 附 則

第四十五条 本条例は昭和二十三年一月一日以後の分の恩給にこれを適用す

第四十四条の二 昭和二十三年七月一日以後においては、この条例のうち恩給法第八十二条の二の規定により同法の規定でその効力を失うものに関する部分は、その効力を失う。

第四十四条の三 第九条の二に規定する者が故意に同条の規定による届出をしないとき、又は虚偽の届出をしたときは、千葉県規則の定めるところによる過料に処する。

第四十四条の四 県吏員又は学校職員が引き続いて県内の市町村吏員となつた場合において、その者の県吏員又は学校職員としての在職年月数が、当該地方公共団体の恩給に関する規定により、市町村吏員としての在職年に通算されることに定められているときは、この条例による恩給は支給しない。

第四十四条の五 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和二十三年法律第百二十九号）第五十一条の二第一項の規定に基づき、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百二十八号）の長期給付に関する規定の適用を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合に申し出た県吏員又は、学校職員に対しては、この条例による恩給は支給しない。

第四十四条の六 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号）第二条の規定による廃止前の通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令（昭和三十六年政令第三百八十九号。以下「旧通算年金に関する政令」という。）第四条に規定する者で同令第五条に定める金額を一時恩給の支給を受けた後六十日以内に知事に納付したもの又はその遺族は、第三十一条第二項に規定する退職給与金を受けた者又はその遺族とみなして、この条例中県吏員又は学校職員に対する通算退隠料、返還給与金及び死亡給与金に関する規定を適用する。この場合において、第三十一条の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は第四十四条第二項中「退職した日」とあるのは「旧通算年金に関する政令第五条に定める金額を知事に納付した日」とする。

#### 附 則

第四十五条 本条例は昭和二十三年一月一日以後の分の恩給にこれを適用す

る。

第四十六条 左の県令及び条例はこれを廃止する。

- 一 大正十二年十月千葉県令第六十四号県吏員恩給規則。
- 一 昭和九年三月条例第二号。
- 一 昭和十一年四月条例第三号。
- 一 昭和十四年十月二十七日条例第十五号。
- 一 昭和十八年六月二十九日条例第四号。
- 一 昭和二十一年十一月八日条例第七号。
- 一 昭和二十一年十一月二十二日条例第十号。

第四十七条 本条例施行前給与事由の生じた退隠料、退職給与金、扶助料、一時扶助料及び死亡給与金については、従前の規定による。従前の規定による退隠料、退職給与金、扶助料、一時扶助料及び死亡給与金はこれを本条例により受け又は受けるべき恩給とみなす。

第四十八条 削除

第四十九条 地方待遇職員令による職員であつて大正十二年十月一日現にその職にある者がその就職以前有給県吏員職員として十五年以上在職したときは恩給法の定める公務員を退職した場合において大正十二年十月一日現に受けた俸給額につき有給吏員職員の在職年の年数を以て第十九条の規定により算出した年額の退隠料を給する。

前項に該当する者でその在職年十七年未満であるときは大正十二年十月一日現に受けた俸給年額の百五十分の五十に相当する金額より十七年に不足する在職年数一年につき右俸給額の百五十分の一に相当する金額を控除した額を以てその者の退隠料年額とする。

第五十条 地方待遇職員令による職員にして大正十二年十月一日現にその職にある者同日以前の在職年と有給県吏員、職員の在職年とを通じて十五年以上なるとき又は十年以上にしてその在職年大正十二年十月一日以後の在職年とを通じ十五年以上となつたときは恩給法の定める公務員を退職した場合において大正十二年十月一日現に受けた俸給年額に百五十分の四十八を乗じて仮に十五年分の退隠料額を算出しその十五分の一の金額に有給県吏員、職員の

る。

第四十六条 左の県令及び条例はこれを廃止する。

- 一 大正十二年十月千葉県令第六十四号県吏員恩給規則。
- 一 昭和九年三月条例第二号。
- 一 昭和十一年四月条例第三号。
- 一 昭和十四年十月二十七日条例第十五号。
- 一 昭和十八年六月二十九日条例第四号。
- 一 昭和二十一年十一月八日条例第七号。
- 一 昭和二十一年十一月二十二日条例第十号。

第四十七条 本条例施行前給与事由の生じた退隠料、退職給与金、扶助料、一時扶助料及び死亡給与金については、従前の規定による。従前の規定による退隠料、退職給与金、扶助料、一時扶助料及び死亡給与金はこれを本条例により受け又は受けるべき恩給とみなす。

第四十八条 削除

第四十九条 地方待遇職員令による職員であつて大正十二年十月一日現にその職にある者がその就職以前有給県吏員職員として十五年以上在職したときは恩給法の定める公務員を退職した場合において大正十二年十月一日現に受けた俸給額につき有給吏員職員の在職年の年数を以て第十九条の規定により算出した年額の退隠料を給する。

前項に該当する者でその在職年十七年未満であるときは大正十二年十月一日現に受けた俸給年額の百五十分の五十に相当する金額より十七年に不足する在職年数一年につき右俸給額の百五十分の一に相当する金額を控除した額を以てその者の退隠料年額とする。

第五十条 地方待遇職員令による職員にして大正十二年十月一日現にその職にある者同日以前の在職年と有給県吏員、職員の在職年とを通じて十五年以上なるとき又は十年以上にしてその在職年大正十二年十月一日以後の在職年とを通じ十五年以上となつたときは恩給法の定める公務員を退職した場合において大正十二年十月一日現に受けた俸給年額に百五十分の四十八を乗じて仮に十五年分の退隠料額を算出しその十五分の一の金額に有給県吏員、職員の

在職年の年数を乗じた年額の退職料を給する。

第五十一条 地方待遇職員令による職員であつて大正十二年十月一日現にその職に在る者同日以前の在職年と有給県吏員の在職年とを通じ十年未満なるとき又は十年以上にしてその在職年と大正十二年十月一日以後の在職年とを通じ十五年未満なるときは恩給法の定める公務員を退職した場合において退職給与金を給する。

前項の退職給与金の金額は大正十二年十月一日現在受けた俸給月額半ヶ月分に相当する金額に有給県吏員、職員の在職年の年数を乗じた金額とする。

第五十二条 恩給法の定める公務員本県を去つたときは本条例においてはこれを退職したものとみなす。

第五十三条 第四十九条乃至第五十一条に規定する職員死亡したときは、その遺族に扶助料若しくは一時扶助料を給する。

前項一時扶助料の金額の算出については退職給与金の基礎となつた俸給額を以て在職最終の俸給額とみなす。

第五十三条の二 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」とする。

一 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行の日（以下「民法改正法施行日」という。）の前日において第二十一条第一項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第二項の規定による増加退職料について第二十一条第五項から第八項まで（これらの規定を第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 第二十一条第六項から第八項まで（これらの規定を第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定

二 民法改正法施行日の前日において第三十四条第一項の規定による扶助料について第三十六条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

2 民法改正法施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じてい

在職年の年数を乗じた年額の退職料を給する。

第五十一条 地方待遇職員令による職員であつて大正十二年十月一日現にその職に在る者同日以前の在職年と有給県吏員の在職年とを通じ十年未満なるとき又は十年以上にしてその在職年と大正十二年十月一日以後の在職年とを通じ十五年未満なるときは恩給法の定める公務員を退職した場合において退職給与金を給する。

前項の退職給与金の金額は大正十二年十月一日現在受けた俸給月額半ヶ月分に相当する金額に有給県吏員、職員の在職年の年数を乗じた金額とする。

第五十二条 恩給法の定める公務員本県を去つたときは本条例においてはこれを退職したものとみなす。

第五十三条 第四十九条乃至第五十一条に規定する職員死亡したときは、その遺族に扶助料若しくは一時扶助料を給する。

前項一時扶助料の金額の算出については退職給与金の基礎となつた俸給額を以て在職最終の俸給額とみなす。

（新設）

る第三十四条第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項、第三十五条及び第四十一条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」と、第三十五条及び第四十一条第一項第四号中「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」とする。

第五十四条 恩給の請求、支給その他本条例の施行について必要な事項は別にこれを定める。

第五十四条 恩給の請求、支給その他本条例の施行について必要な事項は別にこれを定める。

○千葉県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年千葉県条例第三十三号）

新	旧
<p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>第一条 この条例は、公布の日から施行し、第一条から第四条までの規定による改正後の千葉県恩給条例、三十二年条例、四十一年条例及び四十九年条例の規定は、昭和五十一年七月一日から適用する。</p> <p>（恩給年額の改定）</p> <p>第二条 県吏員若しくは学校職員又はこれらの者の遺族に給する退隠料又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額（千葉県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十年千葉県条例第五十五号）附則第二条第二項ただし書に該当した退隠料又は扶助料にあつては、昭和五十年七月三十一日において受けていた退隠料又は扶助料の年額の計算の基礎となつている給料年額に一・二九三を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。））にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の千葉県恩給条例（改正後の三十二年条例附則その他恩給に関する条例を含む。以下同じ。）の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>第一条 この条例は、公布の日から施行し、第一条から第四条までの規定による改正後の千葉県恩給条例、三十二年条例、四十一年条例及び四十九年条例の規定は、昭和五十一年七月一日から適用する。</p> <p>（恩給年額の改定）</p> <p>第二条 県吏員若しくは学校職員又はこれらの者の遺族に給する退隠料又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額（千葉県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十年千葉県条例第五十五号）附則第二条第二項ただし書に該当した退隠料又は扶助料にあつては、昭和五十年七月三十一日において受けていた退隠料又は扶助料の年額の計算の基礎となつている給料年額に一・二九三を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。））にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の千葉県恩給条例（改正後の三十二年条例附則その他恩給に関する条例を含む。以下同じ。）の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十</p>

円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(増加退隠料等に関する経過措置)

第三条 増加退隠料については、その年額(千葉県恩給条例第二十一条第五項から第九項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の千葉県恩給条例別表第二号表の年額に改定する。

第四条 昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病一時金の金額については、なお従前の例による。

第五条 妻に係る年額の加給をされた増加退隠料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、七万二千元に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加退隠料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万四千元(増加退隠料を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万八千元)、その他の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

第六条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万四千元、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

(千葉県恩給条例第三十四条等の改正に伴う経過措置)

第七条 この条例の施行の際現に夫以外の者が扶助料を受ける権利を有する場合には、その扶助料については、なお従前の例による。ただし、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失った後は、この限りでない。

2 改正後の千葉県恩給条例第三十四条第一項の規定による扶助料は、この条例の施行の日(前項の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失った日)前に改正前の千葉県恩給条例第三十七条第二号の規定により扶助料を受ける資格を失った夫には、給しないものとする。

3 改正後の千葉県恩給条例第三十四条第一項の規定により新たに扶助料を給されることとなる夫の当該扶助料の給与は、昭和五十一年七月(第一項ただ

円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(増加退隠料等に関する経過措置)

第三条 増加退隠料については、その年額(千葉県恩給条例第二十一条第五項から第九項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の千葉県恩給条例別表第二号表の年額に改定する。

第四条 昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病一時金の金額については、なお従前の例による。

第五条 妻に係る年額の加給をされた増加退隠料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、七万二千元に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加退隠料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき二万四千元(増加退隠料を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万八千元)、その他の扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

第六条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万四千元、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

(千葉県恩給条例第三十四条等の改正に伴う経過措置)

第七条 この条例の施行の際現に夫以外の者が扶助料を受ける権利を有する場合には、その扶助料については、なお従前の例による。ただし、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失った後は、この限りでない。

2 改正後の千葉県恩給条例第三十四条第一項の規定による扶助料は、この条例の施行の日(前項の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失った日)前に改正前の千葉県恩給条例第三十七条第二号の規定により扶助料を受ける資格を失った夫には、給しないものとする。

3 改正後の千葉県恩給条例第三十四条第一項の規定により新たに扶助料を給されることとなる夫の当該扶助料の給与は、昭和五十一年七月(第一項ただ



し書の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月) から始めるものとする。

第八条 改正後の三十二年条例附則第十八項の規定により外国特殊機関職員としての在職年月数が退職料の基礎となるべき県吏員又は学校職員としての在職年の計算において新たに加えられることとなる者に係る退職料又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の千葉県恩給条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料の年額に係る加算の特例)

第九条 千葉県恩給条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。

- 一 扶養遺族(千葉県恩給条例第三十六条第三項に規定する扶養遺族をいう。次号において同じ。)である子が二人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「五十一年法」という。)附則第十四条第一項第一号に掲げる額
  - 二 扶養遺族である子が一人ある場合 五十一年法附則第十四条第一項第二号に掲げる額
  - 三 六十歳以上である場合(前各号に該当する場合を除く。) 五十一年法附則第十四条第一項第三号に掲げる額
- 2 千葉県恩給条例第三十六条第一項第二号又は第三号に規定する扶助料を受ける者については、その年額に、五十一年法附則第十四条第二項の規定により扶助料の年額に加えられることとなる額を加えるものとする。
- 3 前二項の規定は、恩給の年額の計算の基礎となつた給料と恩給法(大正十二年法律第四十八号)上の公務員の俸給とが併給されていた者であつて、恩給の年額の計算の基礎となつた給料の額が、これらの併給された給料及び俸給の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。
- 4 同一の県吏員又は学校職員若しくは準教育職員の死亡により二以上の扶助料を併給することができる者に係る第一項又は第二項に規定する加算は、その者の請求によりいずれか一の扶助料につき行つものとする。
- 5 第一項又は第二項の規定により新たに扶助料の年額に加算されることとなる者の当該加算は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

し書の場合にあつては、当該夫以外の者が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月) から始めるものとする。

第八条 改正後の三十二年条例附則第十八項の規定により外国特殊機関職員としての在職年月数が退職料の基礎となるべき県吏員又は学校職員としての在職年の計算において新たに加えられることとなる者に係る退職料又は扶助料については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の千葉県恩給条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料の年額に係る加算の特例)

第九条 千葉県恩給条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。

- 一 扶養遺族(千葉県恩給条例第三十六条第三項に規定する扶養遺族をいう。)である子(十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態である者に限る。)が二人以上ある場合 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「五十一年法」という。)附則第十四条第一項第一号に掲げる額
  - 二 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が一人ある場合 五十一年法附則第十四条第一項第二号に掲げる額
  - 三 六十歳以上である場合(前各号に該当する場合を除く。) 五十一年法附則第十四条第一項第三号に掲げる額
- 2 千葉県恩給条例第三十六条第一項第二号又は第三号に規定する扶助料を受ける者については、その年額に、五十一年法附則第十四条第二項の規定により扶助料の年額に加えられることとなる額を加えるものとする。
- 3 前二項の規定は、恩給の年額の計算の基礎となつた給料と恩給法(大正十二年法律第四十八号)上の公務員の俸給とが併給されていた者であつて、恩給の年額の計算の基礎となつた給料の額が、これらの併給された給料及び俸給の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。
- 4 同一の県吏員又は学校職員若しくは準教育職員の死亡により二以上の扶助料を併給することができる者に係る第一項又は第二項に規定する加算は、その者の請求によりいずれか一の扶助料につき行つものとする。
- 5 第一項又は第二項の規定により新たに扶助料の年額に加算されることとなる者の当該加算は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

第九条の二 千葉県恩給条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料を受ける妻で、前条第一項各号の一に該当するものが、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第二項の規定によりその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて規則で定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定による加算は行わない。ただし、千葉県恩給条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料の年額が規則で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が規則で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該規則で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。

（通算退隠料年額の改定）

第十条 昭和四十七年三月三十一日以前に退職した者に係る通算退隠料で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退隠料に係る在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百元

二 通算退隠料の仮定給料月額（当該通算退隠料の年額の計算の基礎となっている給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退隠料を退隠料とみなして改正後の千葉県恩給条例の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定退隠料年額の算定の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退隠料については、同項の規定にかかわらず、昭和五十一年七月分以降、その年額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た年額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退隠料の仮定給料月額に相当する金額に、在

第九条の二 千葉県恩給条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料を受ける妻で、前条第一項各号の一に該当するものが、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第二項の規定によりその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて規則で定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定による加算は行わない。ただし、千葉県恩給条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料の年額が規則で定める額に満たないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に前条第一項の規定による加算額を加えた額が規則で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該規則で定める額から当該扶助料の年額を控除した額とする。

（通算退隠料年額の改定）

第十条 昭和四十七年三月三十一日以前に退職した者に係る通算退隠料で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退隠料に係る在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百元

二 通算退隠料の仮定給料月額（当該通算退隠料の年額の計算の基礎となっている給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退隠料を退隠料とみなして改正後の千葉県恩給条例の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定退隠料年額の算定の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退隠料については、同項の規定にかかわらず、昭和五十一年七月分以降、その年額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た年額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退隠料の仮定給料月額に相当する金額に、在

職年の年数を乗じて得た額

一 前項に定める通算退職料の年額に、退職の日における年齢に応じ千葉県恩給条例別表第六号表に定める率を乗じて得た額

3 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職料のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項中「同年七月分」とあるのは「同年八月分」と、「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

(職権改定)

第十一条 この条例の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第八条並びに第九条第一項及び第四項の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二条 改正後の千葉県恩給条例第三十条の四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた退職料についても、適用する。

附則別表 (附則第二条)

恩給年額の計算の基礎となつて る給料年額	仮定給料年額
五二五、三〇〇円	五八五、七〇〇円
五四九、一〇〇円	六二二、二〇〇円
五七三、五〇〇円	六三九、五〇〇円
五九七、七〇〇円	六六六、四〇〇円
六二二、三〇〇円	六九三、九〇〇円
六三七、七〇〇円	七一一、〇〇〇円
六五三、一〇〇円	七二八、二〇〇円
六七七、〇〇〇円	七四七、七〇〇円
六九六、三〇〇円	七七五、三〇〇円
七一八、三〇〇円	七九九、二〇〇円
七三八、六〇〇円	八二二、四〇〇円
七六三、四〇〇円	八四八、四〇〇円

職年の年数を乗じて得た額

一 前項に定める通算退職料の年額に、退職の日における年齢に応じ千葉県恩給条例別表第六号表に定める率を乗じて得た額

3 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職料のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項中「同年七月分」とあるのは「同年八月分」と、「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

(職権改定)

第十一条 この条例の附則の規定による恩給年額の改定及び扶助料の年額に係る加算は、附則第八条並びに第九条第一項及び第四項の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二条 改正後の千葉県恩給条例第三十条の四の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた退職料についても、適用する。

附則別表 (附則第二条)

恩給年額の計算の基礎となつて る給料年額	仮定給料年額
五二五、三〇〇円	五八五、七〇〇円
五四九、一〇〇円	六二二、二〇〇円
五七三、五〇〇円	六三九、五〇〇円
五九七、七〇〇円	六六六、四〇〇円
六二二、三〇〇円	六九三、九〇〇円
六三七、七〇〇円	七一一、〇〇〇円
六五三、一〇〇円	七二八、二〇〇円
六七七、〇〇〇円	七四七、七〇〇円
六九六、三〇〇円	七七五、三〇〇円
七一八、三〇〇円	七九九、二〇〇円
七三八、六〇〇円	八二二、四〇〇円
七六三、四〇〇円	八四八、四〇〇円

七八八、三〇〇円	八七五、五〇〇円
八二五、六〇〇円	九〇五、三〇〇円
八四三、一〇〇円	九三五、三〇〇円
八七七、二〇〇円	九七二、七〇〇円
八九八、八〇〇円	九九六、五〇〇円
六二六、八〇〇円	一、〇二七、四〇〇円
九五三、九〇〇円	一、〇五七、三〇〇円
一、〇〇八、一〇〇円	一、一一七、〇〇〇円
一、〇三三、五〇〇円	一、一三二、九〇〇円
一、〇六四、一〇〇円	一、一七八、八〇〇円
一、一一九、四〇〇円	一、二三九、八〇〇円
一、一八〇、五〇〇円	一、三〇七、二〇〇円
一、二二一、七〇〇円	一、三四一、六〇〇円
一、二四一、四〇〇円	一、三七四、四〇〇円
一、二八三、九〇〇円	一、四二二、二〇〇円
一、三〇八、九〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、三八一、六〇〇円	一、五二九、〇〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、五六八、六〇〇円
一、四五五、二〇〇円	一、六一〇、二〇〇円
一、五二七、七〇〇円	一、六九〇、二〇〇円
一、六〇一、〇〇〇円	一、七七一、〇〇〇円
一、六一九、九〇〇円	一、七九一、八〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、八五八、六〇〇円
一、七六六、二〇〇円	一、九五三、二〇〇円
一、八五一、二〇〇円	一、〇四七、〇〇〇円
一、九〇三、六〇〇円	一、一〇四、八〇〇円
一、九五四、八〇〇円	一、一六一、二〇〇円
二、〇五八、七〇〇円	一、二七五、八〇〇円
二、一六二、五〇〇円	一、三八七、九〇〇円
二、一八三、一〇〇円	一、四〇九、八〇〇円
二、二六五、八〇〇円	一、四九七、六〇〇円
二、三七〇、一〇〇円	一、六〇八、三〇〇円
二、四七四、一〇〇円	一、七一八、八〇〇円

七八八、三〇〇円	八七五、五〇〇円
八二五、六〇〇円	九〇五、三〇〇円
八四三、一〇〇円	九三五、三〇〇円
八七七、二〇〇円	九七二、七〇〇円
八九八、八〇〇円	九九六、五〇〇円
六二六、八〇〇円	一、〇二七、四〇〇円
九五三、九〇〇円	一、〇五七、三〇〇円
一、〇〇八、一〇〇円	一、一一七、〇〇〇円
一、〇三三、五〇〇円	一、一三二、九〇〇円
一、〇六四、一〇〇円	一、一七八、八〇〇円
一、一一九、四〇〇円	一、二三九、八〇〇円
一、一八〇、五〇〇円	一、三〇七、二〇〇円
一、二二一、七〇〇円	一、三四一、六〇〇円
一、二四一、四〇〇円	一、三七四、四〇〇円
一、二八三、九〇〇円	一、四二二、二〇〇円
一、三〇八、九〇〇円	一、四四八、八〇〇円
一、三八一、六〇〇円	一、五二九、〇〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、五六八、六〇〇円
一、四五五、二〇〇円	一、六一〇、二〇〇円
一、五二七、七〇〇円	一、六九〇、二〇〇円
一、六〇一、〇〇〇円	一、七七一、〇〇〇円
一、六一九、九〇〇円	一、七九一、八〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、八五八、六〇〇円
一、七六六、二〇〇円	一、九五三、二〇〇円
一、八五一、二〇〇円	一、〇四七、〇〇〇円
一、九〇三、六〇〇円	一、一〇四、八〇〇円
一、九五四、八〇〇円	一、一六一、二〇〇円
二、〇五八、七〇〇円	一、二七五、八〇〇円
二、一六二、五〇〇円	一、三八七、九〇〇円
二、一八三、一〇〇円	一、四〇九、八〇〇円
二、二六五、八〇〇円	一、四九七、六〇〇円
二、三七〇、一〇〇円	一、六〇八、三〇〇円
二、四七四、一〇〇円	一、七一八、八〇〇円

二、五七七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
二、六四二、三〇〇円	二、八九七、四〇〇円
二、七一一、九〇〇円	二、九七一、三〇〇円
二、八四五、六〇〇円	三、一一三、三〇〇円
二、九八〇、九〇〇円	三、二五七、〇〇〇円
三、〇四九、〇〇〇円	三、三二九、三〇〇円
三、一一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円
三、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円
三、三二〇、四〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、六七五、五〇〇円
三、五二七、三〇〇円	三、八〇九、三〇〇円
三、六六三、八〇〇円	三、九五五、八〇〇円
三、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円
三、八一〇、三〇〇円	四、一〇二、三〇〇円
三、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円
三、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
四、一〇三、二〇〇円	四、三九五、二〇〇円
四、二四九、三〇〇円	四、五四一、三〇〇円
四、三二一、六〇〇円	四、六一三、六〇〇円
四、三九五、六〇〇円	四、六八七、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつている給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が五二五、三〇〇円未満の場合においてはその年額に一・一一五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が四、三九五、六〇〇円を超える場合においてはその年額に二九二、〇〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定給料年額とする。

二、五七七、四〇〇円	二、八二八、五〇〇円
二、六四二、三〇〇円	二、八九七、四〇〇円
二、七一一、九〇〇円	二、九七一、三〇〇円
二、八四五、六〇〇円	三、一一三、三〇〇円
二、九八〇、九〇〇円	三、二五七、〇〇〇円
三、〇四九、〇〇〇円	三、三二九、三〇〇円
三、一一四、八〇〇円	三、三九七、八〇〇円
三、二四九、二〇〇円	三、五三七、九〇〇円
三、三二〇、四〇〇円	三、六〇一、六〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、六七五、五〇〇円
三、五二七、三〇〇円	三、八〇九、三〇〇円
三、六六三、八〇〇円	三、九五五、八〇〇円
三、七三九、一〇〇円	四、〇三一、一〇〇円
三、八一〇、三〇〇円	四、一〇二、三〇〇円
三、八八五、〇〇〇円	四、一七七、〇〇〇円
三、九五七、三〇〇円	四、二四九、三〇〇円
四、一〇三、二〇〇円	四、三九五、二〇〇円
四、二四九、三〇〇円	四、五四一、三〇〇円
四、三二一、六〇〇円	四、六一三、六〇〇円
四、三九五、六〇〇円	四、六八七、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつている給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が五二五、三〇〇円未満の場合においてはその年額に一・一一五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつている給料年額が四、三九五、六〇〇円を超える場合においてはその年額に二九二、〇〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定給料年額とする。

- 1| この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
(千葉県恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2| この条例の施行の日の前日において千葉県恩給条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料について第二条の規定による改正前の千葉県恩給条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する千葉県恩給条例第三十六条第三項及び第二条の規定による改正後の千葉県恩給条例等の一部を改正する条例(以下「新昭和五十一年恩給条例等改正条例」という。)附則第九条第一項の規定の適用については、千葉県恩給条例第三十六条第三項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。)」と、新昭和五十一年恩給条例等改正条例附則第九条第一項第一号中「子」とあるのは「子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く。)にあつては重度障害の状態である者に限る。)」と、同項第二号中「子」とあるのは「子(前号に規定する子に限る。)」とする。